

議員提出議案

意見書 (要旨)

第1回定例会では意見書4件を可決し、議長名で関係行政庁へ提出しました。
要旨は次のとおりです。

地方議員選挙にも規定ビ
ラの使用を認めるよう、
公職選挙法の改正を求め
る意見書

インターネットを使った選
挙運動の法改正は、国政選挙
に限らず地方議員選挙にも同
様に適用されるものと考えて
いる。

しかし、現行の公職選挙法
の文書図画の頒布規定におい
て、国会議員にはその選挙運
動のために規定ビラの使用が
許されるが、地方議員選挙に
は認められておらず、著しい
格差がある。

地方と国が同等の時代に即
した公平な地方自治が推進す
るため、地方議員選挙にも規
定ビラの使用が認められるよ
うに、公職選挙法の改正を強
く求める。

内閣総理大臣ほか三件あて

政治活動に関する個人の
寄付に関して、(政令指
定都市以外の)市区町村
議員とその長を推薦・支
持する政治(後援)団体
にも、国会議員などと同
様に所得税額の控除が受
けられるよう求める意見
書

議員の政治活動に関して個
人の浄財の寄付をもって充て
る考えを基本とされている。
その観点に立つならば、町田
市のような一般市の地方議員
を後援するために寄付をした
個人の所得税額を控除する制
度において、国会議員などと
格差なく正しい配慮があるべ
きである。

よって、租税特別措置法、
及び関連する法律の改正を強
く求めるものである。

内閣総理大臣ほか四件あて

「ダンス規制法」の見直
しを求める意見書

一、風俗営業法の規制対象
から「ダンス」を削除するこ
と。

二、行政上の指導は、「国
民の基本的人権を不当に侵害
しないよう」に努め、「いや
しくも職権の乱用や正当に営
業している者に無用の負担を
かけることのないよう」とす

る第一〇一回国会付託決議
(衆議院一九八四年七月五日)
や「解釈運用基準」(二〇〇
八年七月十日)に基づき適正
に運用すること。

三、表現の自由、芸術・文
化を守り、健全な文化発達の
施策を拡充すること。

以上、地方自治法九十九条の
規定により意見書を提出する。
内閣総理大臣ほか五件あて

軽度外傷性脳損傷に関す
る障害認定基準の見直し
と教育機関への啓発・周
知を求める意見書

軽度外傷性脳損傷(MTB
I)は交通事故や転倒、スポ
ーツ外傷等により、脳内の
「軸索」という神経線維が傷
つくものである。これにより
記憶力や注意力の低下、てん
かんや手足の麻痺などの症状
を示すが、画像上の異常がな
いため誤った診断を受け苦し
む例も多い。よって次の事項
を要望する。

一、MTBIと診断された
方々を救済するため、現在は
画像上の所見が前提となっ
ている労災や自賠責保険の障害
認定基準を見直すこと。

一、文科省を通じMTBI
について教育機関へ啓発・周
知を図ること。

内閣総理大臣ほか五件あて

可決した
議案の内容

町田市公告式条例の一部
を改正する条例

町田市支所設置条例の廃止
に伴い、関連する規定を整理
する必要があるため、所要の
改正をするものです。

町田市非常勤の特別職の
職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改
正する条例

関連する条例の制定及び改
正に伴い、スポーツ振興審議
会及び障害程度区分認定審査
会の名称を改めるため、所要
の改正をするものです。

町田市手数料条例の一部
を改正する条例

社会福祉法の改正に伴い、
町田市が所轄庁となる社会福
祉法人に係る証明交付事務を
行うに当たり、証明手数料を
定めるため、所要の改正をす
るものです。(平成二五年四
月一日に施行されました。)

町田市市税条例の一部を
改正する条例

経済社会の構造の変化に対
応した税制の構築を図るため
の地方税法及び地方法人特別
税等に関する暫定措置法の改
正に伴い、関係する規定を整
理するため、所要の改正をす
るものです。(公布の日から
施行し、改正後の町田市市税
条例の規定は、平成二五年一
月一日から適用されます。)

町田市暴力団排除条例

町田市として暴力団の排除
に取り組む姿勢を明確にし、
市民の安全で平穏な生活を確

保することを目的として、暴
力団の排除に関し必要な事項
を定めるため、制定するもの
です。(平成二五年五月一日
から施行されます。)

町田市スポーツ推進条例

スポーツに関する基本理念
を明らかにしてその方向を示
し、スポーツを推進していく
市の姿勢を明確にすることを
目的として、制定するもので
す。(平成二五年四月一日に
施行されました。)

町田市体育施設条例の一
部を改正する条例

体育施設の駐車場について
公園駐車場と同様に利用料金
の減免を行うことができるよ
うにするため所要の改正をす
るものです。(平成二五年四
月一日に施行されました。)

町田市高齢者福祉センタ
ー条例の一部を改正する
条例

町田市地域センター条例の
改正による地域センターの名
称の変更に伴い、関連する規
定を整備するため、所要の改
正をするものです。(平成二
五年四月一日に施行されまし
た。)

町田市国民健康保険条例
の一部を改正する条例

経済社会の構造の変化に対
応した税制の構築を図るため
の地方税法及び地方法人特別
税等に関する暫定措置法等の
改正に伴い、関係する規定を
整理するため、所要の改正を
するものです。

町田市保育運営費徴収条
例の一部を改正する条例

認可保育所について、町田
市保育料等の在り方検討委員

会の報告を受け、保育料の料
金体系を見直すため、所要の
改正をするものです。

町田市立保育園における
特別保育の実施に関する
条例の一部を改正する条
例

特別保育について、町田市
保育料等の在り方検討委員会
の報告を受け、特別保育料の
料金体系を見直すため、所要
の改正をするものです。(平
成二六年四月一日から施行さ
れます。)

町田市大地沢青少年セン
ター条例の一部を改正す
る条例

大地沢青少年センターの施
設の安全性を確保する観点か
ら施設の一部を撤去すること
に伴い、所要の改正をするも
の です。

町田市小野路宿里山交流
館条例

町田市新五カ年計画の重点
事業である「地域の特性を活
かした観光の推進」の一環と
して、町田市小野路宿里山交
流館を設置するため、制定す
るものです。(公布の日から
起算して八月を超えない範囲
内において規則で定める日か
ら施行されます。)

町田市道における移動等
円滑化の基準に関する条
例

地域主権一括法の制定によ
る高齢者、障害者等の移動等
の円滑化の促進に関する法律
の改正に伴い、移動等円滑化
のために必要な特定道路の構
造の基準を整備する必要がある
ため、制定するものです。
(平成二五年四月一日に施行
されました。)

平成24年度
3月補正予算
のあらまし

町田市一般会計補正予算
(三月補正)は、歳入・歳出
をそれぞれ一九億二、八一〇
万八千円減額し、一、三九二
億七、四二一萬一千円としま
した。

特別会計の総額は一、〇二
五億三、四五九万円となりま
した。

一般会計補正額のうち歳入
の主なものは、市税一△四億
二、〇〇〇万円、地方消費税
交付金一△九、〇九三万円、
地方特例交付金一△五、八八
八万六千円、地方交付税一五、
〇六六万一千円、使用料及び
手数料一△五、四八三万円、
国庫支出金一五億一、三二〇
万七千円、都支出金一△六億
一、三六四万二千円、財産収
入一△五、五九三万三千円、
繰入金一△一億一、五一三万
九千円です。一般会計の歳出
の主なものは次のとおりです。

【総務費】

人事管理費の職員人件費一
億四、七三九万一千円、公園
緑地費の都市公園費一△一億
二、二四万八千円。

【教育費】

小学校施設費の学校施設整
備費五億六、四〇七万円。

△三億八、二〇〇万円、情報
システム費の情報システム運
営費一△二億九、二一六万二
千円、財政調整基金積立金一
二億六、九九二万円、庁舎管
理費の庁舎維持管理費一△二
億五、〇三万二千円、庁舎建設
費の庁舎建設費一△一億三、
六四九万六千円。

【民生費】

医療事業総務費の国民健康
保険事業会計繰出金一億二
八一万円、児童福祉総務費の
児童扶養手当費一△一億三、
四八九万六千円、生活援護費
の生活保護費一△三億九、五
九四万三千円。

【土木費】

道路整備費の道路新設改良
費一△一億五四〇万八千円、
建築指導費の緊急輸送道路沿
道建築物耐震促進助成金一四
億二、二九七万三千円、街路
整備費のみちづくり・まちづ
くりパートナー事業費一△一
億四、七三九万一千円、公園
緑地費の都市公園費一△一億
二、二四万八千円。

区 分	補正前の額		補正額	計	
	(千円)	構成比 (%)	(千円)	(千円)	構成比 (%)
一般会計	141,202,219	57.7	△1,928,108	139,274,111	57.6
国民健康保険事業会計	43,956,668	18.0	△160,276	43,796,392	18.1
下水道事業会計	12,022,984	4.9	△867,011	11,155,973	4.6
国土地区画整理事業会計	131,296	0.0	△45,517	85,779	0.0
介護保険事業会計	24,916,808	10.2	188,743	25,105,551	10.4
後期高齢者医療事業会計	7,564,478	3.1	224,738	7,789,216	3.2
病院事業会計	14,949,673	6.1	△347,994	14,601,679	6.1
収益的資本的	13,748,065	5.6	△336,951	13,411,114	5.6
資 本 的	1,201,608	0.5	△11,043	1,190,565	0.5
小 計	103,541,907	42.3	△1,007,317	102,534,590	42.4
合 計	244,744,126	100.0	△2,935,425	241,808,701	100.0

平成24年度3月補正 会計別予算構成表